

暴風警報発表時等における学校の対応についてのお知らせ

1. 神奈川県全域、または県内の一部(川崎市に限りません)に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが、**午前6時の時点で**発表された場合、あるいは発表が継続されている場合は、生徒の安全確保のため、**当日一日を臨時休業(休校)**とします。
 2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報(「大雪警報」「大雨警報」「洪水警報」等)が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、必要に応じて保護者の皆様にご連絡いたします。
 3. 生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ安全な段階で下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報がでた場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、生徒の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、連絡網やメール配信等でお知らせいたします。
 4. その日一日を臨時休業(休校)と決定した場合は、**天候が回復しても途中から登校させることはしません。**昼食の準備、その他、混乱することがあるとの予想からです。ただし、通学路の安全を確認したうえで**天候が回復した後に、部活動や委員会活動など放課後の生徒の活動については実施することがありますが**、その際にご連絡いたします。
なお、ご不明の点がございましたら、担任を通じて学校までお問い合わせください。
 5. 交通機関の運休に伴う学校の対応について
教職員の出勤時間に交通機関の計画運休が実施された場合、生徒の安全確保や教育活動の実施に大きな影響を及ぼすことになります。
このため午前6時の時点で市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社(※)が計画運休を実施している場合は、当日を臨時休業とします。
(※) JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄
 6. 大規模な風水害による避難所開設後の学校の対応について
大規模な風水害時に学校が緊急避難場所として開設された場合は、生徒が登校する前に、清掃や点検の他、通学路の安全確認の実施など、学校再開に向けた準備期間が必要となります。
そのため、緊急避難場所として開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日(※)を臨時休業とします。
(※) 翌日が土・日・祝日の場合は、休日明けの平日を臨時休業日とします。
- 5・6の場合も臨時休業を実施する場合には、その都度学校から保護者の皆様へ連絡します。**